

(4) 移転にかかる費用について

想定課題

国と地方が多額の財政赤字を抱える中で、国会等の移転を行う必要があるか。

現在、我が国は国も地方も厳しい財政状況にあります。国会等の移転は、その意義を考えれば時々の財政事情に左右されることなく進めていかなければならない国家の緊急課題です。

しかしながら、景気低迷が長く続く現状において「莫大な金」をかけて移転する必要があるのかという国民の声があるのも事実です。

国会等移転審議会がモデル的に試算した移転費用は、総額1兆2千3百億円で、このうち公的負担は4兆4千億円となっており、新都市は数十年という長い年月をかけて徐々に整備されていきます。

例えば国会を中心とする移転は、10年間で公的負担が2兆3千億円と想定されていますので、年平均の公的負担は2千3百億円となります。国の公共投資額は毎年約10兆円ですので、この配分の中で十分に対応できる金額であると考えます。

栃木・福島地域では、国会等移転により整備される新都市は、自然環境と共生した都市づくりが必要と考え、「北東地域首都機能移転基本構想」の中で、移転の規模が大きくならないよう、

既存都市機能の活用による移転人口の抑制

既存市街地への移転人口の誘導による新規整備クラスターのコンパクト化

ゆとりある生活空間、就業空間の創出

「日本の顔」にふさわしいシンボリックな空間の創造

の4つの視点を設定し、併せて最終的な移転の規模を審議会の最大ケース56万人の約半分の人口30万人と設定しました。

このことから、栃木・福島地域であれば、地形の平坦性や国公有地の活用、既存交通網の充実等を合わせて考えると、移転費用は大幅に抑えることができると考えられます。

また、新都市の建設に当たっては、想定される施設の一部についてPFI等の民間活力を活用していくべきです。PFIは、社会資本の整備や公共サービスの提供を、民間主導でその資金とノウハウを利用して事業化するもので、費用削減の効果があります。そして、官民の役割・リスク分担の明確化、投資効果の極大化などによって、小さな政府の実現につながるものと期待されます。

移転費用のモデル的試算について

	人 口	面 積	費 用	
第 1 段階 (国会を中心 に移転)	10万人	1,800ha	4兆円	
			公 的 負 担	2兆3千億円
			民間投資・負担	1兆7千億円

	人 口	面 積	費 用	
1 / 2 ケース (行政機関が 1 / 2 移転)	30万人	4,800ha	7兆5千億円	
			公 的 負 担	3兆円
			民間投資・負担	4兆5千億円
最大ケース (行政機関が 全て移転)	56万人	8,500ha	12兆3千億円	
			公 的 負 担	4兆4千億円
			民間投資・負担	7兆9千億円
移転懇試算 (最大)	60万人	9,000ha	14兆円	

[資料]第7回国会等移転審議会(平成9年7月22日)配布資料

移転費用のモデル的試算について(参考)

当研究会(首都機能移転研究会)では、新都市の人口は約20万人、移転費用は約6兆円(公的負担約2.7兆円、民間投資・負担約3.3兆円)のコンパクトな環境共生型の新都市を想定しています。これが、移転により「小さな政府」ができ、地方分権が実現することによりできる新都市であると考えています。

したがって、当研究会試算では、移転費用の公的負担は毎年900億円程度(2.7兆円を30年間で均等支出と仮定)ということになり、これは平成13年度の一般公共事業費の1%程度になります。つまり、公共事業費の1%を毎年使うことで、国家の安全を確保できるということになり、この公共事業の1%は「国の保険料」であると考えます。

[資料]財団法人 社会生産性本部(首都機能移転研究会)緊急提言(平成14年3月)

P F I (private finance initiative)

・ P F I とは、公共施設等の建設、維持管理及び運営を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行なう新しい手法で、効率的かつ効果的に社会資本の整備を行なうものである。

・ P F I 方式の導入による 3 つの効果

低廉かつ良質な公共サービスの提供

公共サービスの提供における行政のかかわり方の改革

民間の事業機会創出による経済の活性化

・ P F I の現状

P F I は、英国が1992年に行政改革と財政再建に向けた取組みとして、導入した新しい手法である。英国では、刑務所や道路・橋などの整備に P F I が活用されており、公共事業のうち概ね十数%（2000年）を占めている。

我が国では、1997年から経済対策の一環として P F I 検討が進められ、1997年7月に P F I 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が成立し、同年9月に施行された。また、2000年3月には法に基づく国の基本方針、2001年2月には国の二つのガイドライン（事業実施プロセス・リスク分担）が公表された。

・ P F I の活用事例（平成14年 1 月15日現在）

茨城県：常陸那珂港北埠頭公共コンテナターミナル施設

埼玉県：彩の国資源循環工場

東京都：朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備、区部ユースプラザ など

神奈川県：神奈川県衛生研究所、神奈川県立近代美術館新館 など

大阪府：江坂駅南立体駐車場

岡山県倉敷市：資源循環型廃棄物処理施設

・ 国会都市における P F I の活用案

国会都市における P F I の活用案については、議員宿舎、合同宿舎、美術館、学校、ゴミ処理施設、文化教育施設などが考えられる。